

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科における学位記及び  
学位授与証明書に記載する氏名の取扱いについて

平成 25 年 1 月 22 日  
学 長 裁 定

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科における学位記及び学位授与証明書（以下「学位記等」という。）に記載する氏名について、研究者としての同一性を維持し、今後の研究活動を円滑にする観点から、旧姓による表記の取扱いを次のとおり定める。

- 1 学位記等に記載する氏名は、戸籍上の姓（以下「新姓」という。）、旧姓又は新姓及び旧姓の併記（以下「旧姓併記」という。）のいずれかとし、旧姓併記の場合は、旧姓を括弧書きとする。
- 2 学位記等に記載する氏名について、旧姓又は旧姓併記を希望する場合は、別記様式による本人の申出により取扱うこととし、学位論文審査に係る提出書類の氏名は、次のとおりとする。

(1) 学位記等に旧姓を表記する場合

課程修了による博士の学位を申請する者	学位論文審査申請書、学位論文、論文目録及び学位論文要旨に記載する氏名は旧姓とする。ただし、履歴書に記載する氏名は新姓とし、旧姓を括弧書きで併記する。
論文提出による博士の学位を申請する者	資格審査申請書、学位申請書、学位論文、論文目録及び学位論文要旨に記載する氏名は旧姓とする。ただし、履歴書に記載する氏名は新姓とし、旧姓を括弧書きで併記する。

(2) 学位記等に旧姓を併記する場合

課程修了による博士の学位を申請する者	学位論文審査申請書、学位論文、論文目録、学位論文要旨及び履歴書に記載する氏名は新姓とし、旧姓を括弧書きで併記する。
論文提出による博士の学位を申請する者	資格審査申請書、学位申請書、学位論文、論文目録、学位論文要旨及び履歴書に記載する氏名は新姓とし、旧姓を括弧書きで併記する。

- 3 学位記等に記載する氏名が旧姓の者において、修了証明書、その他各種文書に記載される氏名との同一性証明については、申出者の自己責任とする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。
- 2 この取扱い施行後、平成 25 年 3 月の学位授与申請者から旧姓又は旧姓併記の申し出があった場合は、第 2 項各号に定める書類のうち既に提出済みのものについて、この取扱いによる氏名の記載があったものとみなす。

別記様式

平成 年 月 日

兵庫教育大学長 様

氏名 (親による) \_\_\_\_\_

学位記等に記載する氏名について

学位記等に記載する氏名について、下記のとおり申し出ます。

記

「旧姓名」による発行を希望する

旧姓名 \_\_\_\_\_

「旧姓併記」による発行を希望する

新姓 \_\_\_\_\_ (旧姓 \_\_\_\_\_ )

※希望する旧姓の記載方法にチェックを入れること。